

徳島市農業委員会総会農地関係議事録

徳島市農業委員会総会農地関係の開催については、次のとおりである。

1 日 時 令和元年 5月28日（火） 15時15分から書類審査
15時30分から開会

2 場 所 徳島市役所 本庁舎13階 大会議会室

3 議事内容

付議案件

- 第1号議案 保留案件の審議について
- 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
- 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の審議について
- 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
- 第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について
- 第6号議案 農用地利用集積計画の承認について

報告事項

- 1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について
- 2. 農地法第4条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について
- 3. 農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について
- 4. 農地利用配分計画の認可の報告について
- 5. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について
- 6. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について
- 7. 地目変更登記に係る照会に対する回答について

4 出席委員

農業委員

在任委員数 19名 出席委員数 17名

- 1番 岸本 昇
- 2番 橘 榮一
- 3番 天羽 俊文
- 4番 野口 俊廣
- 5番 大貝 美治
- 6番 金沢 敬治
- 7番 能田 義弘
- 8番 西 一
- 9番 久米 裕純
- 10番 川人 泰博
- 11番 佐々木 永薫
- 12番 森 政雄
- 13番 品山 昌美
- 15番 細川 勝義
- 16番 谷川 興一
- 18番 朝田 三郎
- 19番 市岡 沙織

農地利用最適化推進委員

在任委員数 18名 出席委員数 14名

- 1番 井川 洋二
- 2番 石田 哲治
- 3番 大平 雅義
- 4番 岸野 重幸
- 5番 谷野 勝
- 6番 桑野 欣伸
- 7番 山本 喜代治
- 8番 中川 敏明
- 9番 増井 孝重
- 11番 松浦 義幸
- 13番 高畠 元治
- 14番 兼田 博行
- 15番 住友 勇
- 18番 政岡 茂

令和 元年 5月 徳島市農業委員会総会農地関係 議事録

令和 元年 5月28日 15時15分から書類審査

徳島市役所 本庁舎13階 大会議室にて開催

(開会 15時30分)

議長 ただいまから令和元年5月徳島市農業委員会総会―農地関係を開会いたします。
本日の総会は、農業委員19名のうち過半を超える17名が出席しており、会議が成立しております。欠席の届出がありました委員は14番植田美恵子委員、17番鎌田良昭委員、以上です。
はじめに、議事録署名者の選任についてですが、議長名において指名することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、6番金澤敬治委員、16番谷川興一委員に議事録の署名をお願いいたします。
それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくをお願いいたします。
では、第1号議案、保留案件となっております農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 第1号議案、保留案件の審議について御説明します。
議案書1ページを御覧ください。
まず、全ての申請について法定の添付書類は整っています。
1番は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天資材置場に転用するものです。
4月の総会開催の時点で、排水同意書の添付が間に合わなかったため、保留となっていました。現在は地元土地改良区の意見書及び排水同意の書面提出もあり、確認が取れています。立地基準については、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、土地の面積や形状等から高性能農業機械での農作業に適する第1種農地に区分されますが、集落接続の例外規定に該当し、また、農地を分断する恐れはありません。
一般基準については、譲受人は、建設業を営んでおり、近年、災害対策関係の業務が増加傾向であることから、事業拡大を計画しています。重ねて、現在保有している資材置場の内、借地部分が約1,700㎡あります。将来的には返還しなければならず、本社近辺で候補地を探していたところ、今回の申請地が見つかったようです。最近になって、土地所有者との話もまとまり、この度の申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えて大規模であるため、先月の19日に応神地区の委員さん2名、事務局2名、転用者側3名により地区審査を実施しました。加えて、この地での太陽光設備認定は取っていないことを確認しました。
第1号議案は以上1件で、田のみ2,645㎡です。転用目的の内訳は、駐車場・資材置場 2,645㎡です。

御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。

それでは、1番案件の地区審査に参加していただいた、応神地区の品山委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

品山委員 先月19日午前10時より地区審査を実施しましたので報告します。参加者は、高島委員と私、事務局2名、転用者側3名の7名です。場所は、生光学園の北にある別宮八幡神社より県道を東へ600mに位置し、第1種農地に区分され、集落接続の例外規定にあてはまるそうです。

譲受人は、応神町内に本社がある土建会社で、申請地までの距離が約750mにあり、近年、災害対策関係の業務が増加し、現在保有している資材置場6,000㎡のうち1,700㎡が借地物件で将来的に返還する必要があるため、本社近辺で条件を満たす候補地を探していたところ、本件申請地の土地所有者との間で所有権の移転を受け、露天資材置場に転用しようとするものです。

周囲をL字型コンクリート擁壁で囲い、良質の山土で盛土し、周辺の農地に被害が及ばないように十分な配慮を行うとのこと。排水については、雨水のみで南側県道水路に排水し、地元応神水利組合・吉野川土地改良区との協議も整っており、また、申請地に水利組合・土地改良区管理の農業用水管が埋設されており、申請人より、将来のトラブル回避のため今月9日に念書も提出されています。

今回の転用許可申請について農地法上で許可相当となる条件を満たしているのであれば、応神地区の委員は一致して許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加されました委員からの意見は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第1号議案の保留案件の農地法第5条の規定による許可申請は、本案件を議案書のとおり許可相当として、県に諮問することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第1号議案については、本案件を議案書のとおり許可相当として、県に諮問することに決定いたしました。

では、第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。

事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について御説明します。

議案書2ページをお開きください。

全ての申請について法定の添付書類は整っております。

農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思わ

れます。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。

なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、共有物分割による持分の移転で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後、131aに至り、譲受人は対象地において、果樹の栽培を行うとのことです。

2番は、労力不足による経営縮小による売買で、農地2筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後、55aに至り、譲受人は対象地において、水稲の栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人から譲受人へ、同一世帯への生前一括贈与により、農地5筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後も変わらず82aに至り、譲受人は許可後も従来と変わらず、甘藷の栽培を行うとのことです。

第1号議案は以上3件で、対象地は、田1、189㎡、畑8、198㎡、計9、387㎡です。

御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第2号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第3号議案については、全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。

それでは、次の議案の審議に移ります。第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議について御説明します。議案書3ページをお開きください。

まず、全ての申請について法定の添付書類は整っています。

1番は、申請人が、露天貸駐車場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、当該申請地が日陰の多い土地で農作物の生産は不向きであるとして、露天貸駐車場として利用する計画であり、タクシー会社を相手方とする賃貸借契約書の写しの添付があり、転用の必要性、確実性は認められます。また、周辺農地への被害防除措置についても問題は見受けられず、この地での太陽光設備認定は取っていないことを確認しました。

2番は、申請人が、農業用倉庫及び車庫に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、倉庫は、申請人の耕作に必要な農機具を保管する目的として、車庫は、隣接する農家住宅と合わせて利用する計画であり、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、両施設は、申請者の先代により既に建設・設置されており、少なくとも30年以上が経過しております。このた

びの申請について、設置当時に農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

3番は、2番と同じ申請人かつ同一の地番内になりますが、農家住宅に転用するものです。立地基準については、2番と同じになりますので、第2種農地です。一般基準について、申請人は、既存居宅の老朽化が進み、生活に不自由をきたしていました。申請地は既存住宅のすぐ東隣に位置し、都市計画法の適合証明を受けて農家住宅の建て替えを行うものです。建て替え後は、既存居宅は取り壊すとのことであり、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

4番は、申請人が、農業用倉庫に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、申請人は米及びさつまいもを耕作しており、トラクターやコンバイン、耕運機などの保管場所として利用する計画であり、転用の必要性、確実性は認められます。また、周辺農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、当該敷地には雑草対策として碎石を一部敷いている状態であり、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

5番は、申請人が露天貸資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、申請人は、農業を継続することが困難となったため、地元の建設会社と賃貸借契約を結び、土砂や重機などの資材を置く計画です。資材を置く建設会社は近年、土木工事の受注が増加しており、事業所からの距離も約2kmと近く、事業取扱高の実績もあることから、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1000㎡を越えており、大規模なため、今年20日に南井上地区の委員さん2名、事務局2名、転用者側1名により地区審査を実施しました。

6番は、5番に隣接した土地で、5番と同じ建設会社と契約し露天貸資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準については、5番と同じ目的・事業内容になり、5番と6番の申請者は親子関係になります。面積は6番だけでいえば、495㎡ですが、5番とセットで事業を行うことになることから、6番も地区審査の対象としました。また、この地での太陽光設備認定は5番、6番ともに取っていないことを確認しています。

第3号議案は、以上6件で、田1, 817㎡、畑574.62㎡の

計2, 391.62㎡。転用目的の内訳は、住宅用地367.62㎡、駐車場・資材置場用地1, 817㎡、その他施設用地207㎡になります。

以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、5～6番の案件で地区審査を行ったということですが、本日南井上地区の委員さんが欠席ということですので、鎌田委員さんからの心証等の書面がありますので、事務局担当者が代読します。

事務局 それでは、代読します。

5月20日午後2時から、地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、野口推進委員と私の委員2名、転用者側1名、事務局2名の5名です。

今回の申請は、土地所有者と建設会社との間で賃貸借の契約をし、貸資材置場に転用しようとするものです。場所は、南井上小学校から北東へ約700mに位置する農

地であり、第2種農地に区分され、農振法の除外は、今年の3月に除外になっているとのことです。

土地の造成については、全体を道路高さに合わせて整地し、排水は、雨水のみ地下浸透により敷地内で処理するものとし、地元の水利組合である町内会と協議は整っております。また、周辺の農地に迷惑をかけないように、資材として置く土砂や碎石等の飛散防止及び、雨水の処理を徹底することを転用者側に確認しており、事業計画も問題ないと考えられます。

結論として、今回の転用許可申請について、被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可相当となる条件を満たしているのであれば、南井上地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

これで、代読を終わります。

議長 事務局からの説明、地区委員からの心証等は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。
それでは、御発言が無いようですので採決いたします。
第3号議案の農地法第4条の規定による許可申請は、全案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第3号議案については、全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。
続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。
それでは事務局、議案の説明をお願いします。

事務局 第4号議案、農地法第5条の規程による許可申請の審議について御説明します。
まず、5番案件についてですが、事業計画が不十分であり、添付書類不備のため、今回の議案から削除し、保留とさせていただきます。書類が揃い次第、来月以降、挙げさせていただきます。

それでは、議案書4ページを御覧ください。

まず、全ての申請について法定の添付書類は整っています。

1番は、譲受人が、賃貸借権の設定を受けて、太陽光発電施設に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、周囲に高層の建物もなく、十分な日照条件を確保できることから再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、発電事業を行うことを計画し、申請に至ったもので、発電設備の概要は、太陽光パネル216枚、出力27.50kW規模のものを事業費総額750万円、全額を自己資金とする資金証明の提出があり、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

2～3番は、譲受人が同一であるため、合わせて説明させていただきます。この2件は、譲受人が所有権の移転をし、太陽光発電施設に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、休耕地であり今後も耕作予定が無い土地所有者との間で売買の話がまとまり、発電事業を計画したもので、発電設備の概要は、太陽光パネル

200枚、出力49.50kW規模のもので、事業費総額1,000万円、全額を自己資金とする資金証明の提出があり、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

4番は、譲受人が、使用貸借権の設定を受けて、世帯分離住宅へ転用するものです。立地基準については、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で土地の面積や形状等から高性能農業機械での農作業に適する第1種農地に区分されますが、集落接続の例外規定に該当し、また、農地を分断する恐れはありません。一般基準については、譲受人は、現在持ち家が無く、借家に居住していますが、母が所有する申請地に建築することを計画し、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

6番は、譲受人が所有権の移転をし、太陽光発電施設に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されません。一般基準については、譲受人は、十分な日照条件が得られる申請地で、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け発電事業を計画したもので、発電設備の概要は、太陽光パネル300枚、出力49.50kW規模のもので、事業費総額1,296万円、全額を自己資金とする資金証明の提出があり、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えて大規模であるため、今月の16日に川内地区の委員さん4名、事務局2名、転用者側2名により地区審査を実施しました。

7番は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されません。一般基準については、譲受人は、それぞれが土木・建築業を営んでおり、近隣の工事予定があることから、共有して資材置場として利用することを計画し、申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。加えて、この地での太陽光設備認定は取っていないことを確認しました。

8番は、譲受人が、所有権の移転を受けて、世帯分離住宅へ転用するものです。立地基準については、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で土地の面積や形状等から高性能農業機械での農作業に適する第1種農地に区分されますが、集落接続の例外規定に該当し、また、農地を分断する恐れはありません。一般基準については、譲受人は、祖母にあたる譲渡人の所有する土地の内、休耕となっている申請地に新築することを計画し、申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

9番は、譲受人が所有権の移転をし、太陽光発電施設に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、十分な日照条件が得られる申請地で、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け発電事業を計画したもので、発電設備の概要は、太陽光パネル288枚、出力49.50kW規模のもので、事業費総額1,188万円、全額を自己資金とする資金証明の提出があり、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

10番は、譲受人が所有権の移転をし、露天資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されません。一般基準については、譲受人は、不動産業を営んでおり、近年、申請地周辺で土木建築業が増えてきていることから、土木建築業者に相談を掛けたところ、双方での

話がまとまり、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えて大規模であるため、今月の20日に国府地区の委員さん2名、事務局2名、転用者側2名により地区審査を実施しました。加えて、この地での太陽光設備認定は取っていないことを確認しました。

11番は、譲受人が所有権の移転をし、太陽光発電施設に転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、土地の形状や日照条件には問題無く、現在休耕地となっている申請地の有効利用を考え、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け発電事業を計画したもので、発電設備の概要は、太陽光パネル324枚、

出力49.50kW規模のもので、事業費総額1,650万円、全額を借り入れ資金とする融資証明の提出があり、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えて大規模であるため、先月の15日に北井上地区の委員さん2名、事務局2名、転用者側2名により地区審査を実施しました。

第4号議案は以上10件で、田が10,123㎡、畑が85㎡、計10,208㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地686㎡、駐車場・資材置場3,495㎡、その他施設用地6,027㎡です。

以上、御審議をよろしく申し上げます。

事務局長 引き続き、6番案件と9番案件に関連がありますので、御説明します。

皆さんに御心配いただいているものと存じますが、3月24日付の徳島新聞におきまして優良農地、第1種農地に太陽光発電施設が設置されている件でございます。

事務局において平成30年12月末時点で調査したところ、平成25～30年の6年間に おきまして、優良農地において2件設置されております。

1件につきましては、転用計画通り資材置場に転用された後、工事完了届が農業委員会に提出され、農業委員会が6か月間現地確認をした後に工事完了証明書を発行しております。工事完了証明書を発行しますと、農地法の規制を外れた土地として扱われます。この後に太陽光発電施設が設置されていますので、致し方ないものと考えております。

もう1件は工事完了届が提出されておられません。国・県からは厳しい措置をとるようという指導があるため、相手方を呼びまして、経緯を伺ったところです。

その概要といたしましては、転用許可後、すぐさま転用工事を実施し、転用目的である店舗駐車場として利用を開始したが、工事完了証明書の交付が無くても法務局の職権で登記地目が雑種地に変更されたため、転用手続きは完了したものと解釈し、駐車場への転用後、発生した経営上の諸問題を解決するため、太陽光発電施設の設置に踏み切ったとのこと。これが6番案件と9番案件の譲受人です。

日程的には平成27年12月に転用許可をし、許可日の翌2日間で駐車場の工事をし、翌年1月に法務局へ登記変更申請し、地目変更登記が同年2月。その後、四国電力へ電力需給契約申込みをし、同年5月から工事を開始し、同年7月に電力需給開始となっております。

農業委員会といたしましては、工事完了届を提出し、証明書の交付を受けるという転用許可条件に違反したものであると考えておりますが、当該地がもともと前々所有者により無断で造成された土地で、耕作放棄地状態であり、転用申請自体が追認案件であったこと、地目変更に係る法務局からの照会時に、農業委員会として現地が駐車

できる状況であることを確認し、現状回復命令は行わないと法務局に回答していること、駐車場への転用後、太陽光発電施設設置工事着工までに約5カ月を要していること、民家に隣接し、他の農地への影響が少ないこと、電力供給契約から3年以上経過していること、近隣から苦情もないこと等を勘案し、太陽光発電施設の撤去を求めないこととしたいと考えております。これに関しましては、先に開催しました役員会でもご承認をいただいております。

なお、二度とこのようなことのないよう誓約書の提出を求めてまいりますので、6番案件、9番案件につきましては仮に、許可をいただける場合におきましても、この誓約書の提出後に許可したいと考えております。

今後、このような事例が発生しないよう、本年2月からは駐車場や資材置場への転用案件についてはFIT認定状況を事前に確認するとともに、本年4月からはすべての転用許可書の交付時に、許可申請どおりの使用と工事完了届の提出について誓約書の提出を必須としております。

また、工事完了証明後であれば、太陽光発電施設が設置できてしまうことにつきましては、現在のところ農地法上での規制はできないことから、市長会等を通じまして国に対し、その対応策を求めてまいりたいと考えております。

議長 事務局長からの説明は以上ですが、委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

全委員 意見なし。

議長 それでは、優良農地に太陽光発電が設置されている件及び6番、9番案件につきましては、事務局長から説明のあったとおり取り計らうことといたします。

次に複数の案件で地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。

それでは、6番案件の地区審査に参加していただいた川内地区の細川委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

細川委員 今月16日の午後1時30分より6番案件で地区審査を実施したので報告します。

参加者は植田委員さんと市岡委員さん、住友推進委員さんと私の委員4名、転用者側2名、事務局2名の8名です。場所は、吉野川大橋の北詰から北西へ約500mに位置し、このあたりは、公共投資の対象となっていない小規模の農地で、第2種農地に区分されるとのことです。また農振法の除外については、今年の3月に除外されているとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転して、太陽光発電施設に転用しようとするものです。土地の造成については、現在の敷地全面の除草を行い、整地後に防草シートとクラッシャーランを敷き、太陽光発電施設とする計画となっています。排水の同意については、雨水のみで、地元の水利組合との協議も整っているとのことです。

今回の転用許可申請については、周辺の農地に対する被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可となる条件を満たしており、川内地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちましたが、今後の利用状況を確認していきたいと考えております。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続きまして、10番案件の地区審査に参加していただい

た、国府地区の谷川委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

谷川委員 今月20日の午後1時から10番案件の地区審査を実施したので報告します。

参加者は、私と浦川推進委員さん、転用者側3名、事務局2名の7名です。申請対象の農地は、国府中学校から北へ約700mに位置しており、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転して露天貸資材置場に転用しようとするものです。また、農振法の除外については、当初から除外されているとのことです。土地の造成については、隣接する水路のコンクリート擁壁の高さまで盛土し、そこへ占用許可を取った鉄板を渡し、既存の床板と合わせて、進入路として利用する計画です。排水については、集水桝を新設し、大雨時でも、既存水路への土砂等の流れ込みを防ぐ配慮がされています。また、地元の以西土地改良区との協議も整っており、排水同意及び意見書も提出されているとのことです。

今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題無く、国府地区の委員は、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。続きまして、11番案件の地区審査に参加していただいた、北井上地区の朝田委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

朝田委員 先月15日の午前11時から11番案件の地区審査を実施したので報告します。

参加者は、私と政岡推進委員さん、転用者側2名、事務局2名の6名です。申請対象の農地は、北井上小・中学校から南西へ約1kmに位置しており、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転して太陽光発電施設に転用しようとするものです。また、農振法の除外については、今年の3月に除外されているとのことです。土地の造成については、現況地盤を整地して、締め固める程度であり、太陽光発電モジュールの架台は、杭基礎工法で施工するとのことです。排水については、道路壁並びに既存のコンクリート壁を生かし、周囲への流出を防止します。また、北井上西部土地改良区及び飯野川堰土地改良区との協議も整っています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題無く、北井上地区の委員は、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。

地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、他に御発言がないようですので、先程の事務局長からの説明は、了解されたと思います。それでは、採決いたします。

第4号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、1～4番案件と、6～11番案件を議案書のとおり許可し、5番案件は保留とすることに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第4号議案については1～4番案件と、6～11番案件を議案書のとおり許可すること、5番の案件につきましては、保留とすることに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。第5号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、の審議を開始します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 第5号議案、相続税の納税猶予適格者証明願の審議について、御説明します。
議案書7ページをお開きください。

対象地及び相続関係を示す資料等の添付書類は整っています。

1番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、被相続人の養子が猶予を受けようとするものです。対象地は全て、全面積が継続して耕作状態にあります。

2番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、被相続人の子が猶予を受けようとするものです。対象地は全て、全面積が継続して耕作状態にあります。

第5号議案は2件で、対象地は、田●●、畑●●㎡で、合計●●㎡となっています。
御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。

第5号議案の相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、全案件を議案書のとおり承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第5号議案については本案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。

それでは、第6号議案 農用地利用集積計画の承認について、の審議を開始します。
事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第6号議案、農用地利用集積計画の承認について御説明します。
議案書8ページをお開きください。

全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われま。

今月は新規設定が4件、再設定が10件で合計14件となっており、そのうち、賃貸借権が6件、使用貸借権が8件となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1～5番が多家良地区・5筆・5件、6～7番が勝占地区・3筆・2件、8番が八万地区・4筆・1件、9番が上八万地区・3筆・1件、10～11番が応神地区・9筆・2件、12～14番が国府地区・6筆・3件となっております。

利用権設定については以上で、田21筆26,431.12㎡、畑9筆7,068㎡の合計30筆33,499.12㎡となります。

第6号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。

御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。
それでは、御発言がないようですので採決いたします。
第7号議案の農用地利用集積計画の承認については、全案件を議案書のとおり承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第7号議案については全案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。
以上で付議案件の審議を終了します。
続いて、事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項について説明します。
議案書10ページをお開きください。
1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出についてです。
12ページに渡り8件受理しました。
13ページを御覧下さい。
2番は、農地法第4条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付についてです。3件交付しました。
14ページを御覧ください。
3番は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付についてです。1件交付しました。
15ページを御覧ください。
4番は農用地利用配分計画の認可の報告についてです。2件認可しました。
16ページを御覧ください。
5番は農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出についてです。3件受理しました。
17ページを御覧ください。
6番は農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出についてです。18ページに渡り9件受理しました。
19ページを御覧ください。
7番は地目変更登記に係る照会に対する回答についてです。3件回答しました。
報告事項の説明については以上です。

議長 報告は以上ですが、何か御意見等はございませんか。
それでは、以上をもちまして、令和元年5月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。
ありがとうございました。
(16時10分)